

[illegible]

山樂部

西溪村記

部

40

25/10/20

卷之六

二

李

長

卷之五

樂

長年
御後

資料内容

横道組へ返答書に付し
在家組からの反論書

出典資料

年 月 日

在家組と横道組
用水争論

横道組の返答に

「70年以前の貞享元
元年、在家組は新

百姓なので横道組の
用水を分けてやった。

このことは證文もあり

名主の帳目箱に入れて
ある。調べてほしい。

とある。そのとき

役所では私共（在
家組）と呼ばれていた

が、そのころは横道組は

一切知らない

資料内容

出典資料

年 月 日

名主の所の書類は
残らず目録帳面に

あるが、その帳面を

点検し、そのよう
な證文はなかった。

横道組の瀬左衛門

は宝暦10年、11年の
二年間名主であったが

その後困窮して休ん
でいる。そのような名

主帳面のこととよく

知らない者が、いかに
かりをつけているかは

納得できない。

また貞享元年は

今年から日80年以上
昔なのに70年前ほど

差上申一札之事

一此度西保中村之内、在家組・横道組用水出

入し二付、横道組之者共、返答書二申上候

者、七拾年⁷以来、貞享元子年在在家組之儀

者、新百姓二付、横道組之用水分水二致、

差遣し申候節、證文等¹取置、其節分名主

之帳箱二入置候間、御吟味¹被成下候段申

上候二付、私共被召出、右證文有¹之哉之

旨、御尋¹御座候処、此段横道組之者共¹

申上候證文之儀、私共一向不奉存、名主前

之諸書物之儀者不残、目録帳面二仕立置¹

名主代合分右帳江引合請取候處、右縣之¹

書物等者無御座候、横道組之者共之内瀬左

衛門¹儀者長百姓役相勤、殊二宝暦拾辰已酉

年名主役相勤、其後身上不如意罷成、休役

仕¹候二付、名主前諸帳面之儀者能存罷在

候而¹無之、書物返答書二申上、村役人江

難題を¹申懸候儀何共心得かた¹奉存候、

旦又貞享元¹子年分當辰迄者八拾年余二及
候儀¹七拾年杯¹符合不仕事共申上候者、

資料内容

年 月 日

下
省
下
御役所

同 同
義兵衛
治右衛門

出典資料

資料内容

年 月 日

といてる。
このように偽の証状
があるから頼左衛
門と召し出し問は
れたいと云ふこと

乍恐偽之證據と
奉存候間、右頼左衛門被
御召出御吟味被成下候様、奉願上候、以上、

山梨郡

明和九年

西保中村下組

辰
二月 日名主
助左衛門

長百姓

武右衛門

三方衛門

勘兵衛

長兵衛

出典資料